

令和7年度佐賀県伝承芸能保存活用事業情報発信・映像記録制作業務委託
企画コンペ実施要領

佐賀県 文化・観光局 文化課

1 事業の目的

県内各地で行われている伝承芸能の映像コンテンツを広く情報発信するとともに、新たに取材・撮影して映像コンテンツを制作することで、地域の人々はもとより広く県内外の方々に県内の伝承芸能の魅力を再認識していただくとともに、地域の誇るべき宝として次世代に継承していく気運を醸成するため、本企画コンペを行うものである。

(業務遂行のポイント)

【情報発信】

情報発信に当たっては、平成25年度から制作を続けてきた映像コンテンツのさらなる周知を図るため、県民を中心に認知の向上を進めるとともに、将来伝承芸能の担い手となる若い世代や県外の方にも情報が届くような企画とすること。なお、ウェブサイトやSNSを用いた提案については、ウェブサイト等への効果的な誘導策や動画視聴回数向上のための具体的手法について、アクセス解析などの定量分析も活用した積極的・効果的な提案を行うこと。

【映像コンテンツの制作】

映像コンテンツの制作については、県内に継承されている伝承芸能の魅力・迫力・雰囲気が見る人に伝わり、映像を見た人に「カッコいい」「美しい」と感じてもらい、ぜひ「直に生で見たい」あるいは「やってみたい」と思ってもらえるような映像を目指している。できる限り次世代を担う子どもたちにスポットを当てて、継承への機運の醸成にも繋げたい。そうした趣旨を踏まえ、単なる記録映像的なものにならないよう、撮影に際しては撮影場面やアングルなど一つ一つにこだわったものにしたい。また、編集に当たっては、限られた時間でその魅力を存分に伝えられるよう、洗練されたデザイン・構成、こだわりのBGMやナレーション等を組み合わせ、様々な場面で永続的に放映できるものを制作する。原則として平成25年度～令和6年度の続編として制作するが、企画・撮影・デザイン・BGM選曲・編集等の踏襲を前提としたものではない。上記方針により一定のクオリティを維持した上で、撮影の本数・対象及び企画・撮影・デザイン・BGM選曲・編集等について、積極的な提案を期待する。

(参考) さが祭時記まつりびと → 「<https://matsuribito.jp>」

2 委託業務の内容

(1) 名称

令和7年度佐賀県伝承芸能保存活用事業情報発信・映像記録制作業務

(2) 内容

①映像コンテンツを活用した情報発信

②映像コンテンツの制作

※業務の詳細は委託仕様書を参照してください。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

(4) 予算額(参考金額)

委託上限額 6,372千円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3 参加者の資格要件

企画コンペに参加できる者は、以下の要件を全て満たす企業等とする。

- (1) 県内に本社、支社、営業所等を有すること。支社、営業所の場合は、従業員の50%以上が県内に住所を有するか、又は県内に住所を有する者を50人以上雇用していること。
- (2) 過去に同種の業務を受託した実績を有していること。
- (3) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に迅速に対応できる体制を整えていること。
- (4) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき参加資格の受付がなされているものは除く。)でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 公募開始の6か月前から契約締結日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 契約の相手方の決定方法

(1) 業者の選定

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催して審査を行い、最も優れた提案を選定する。企画提案書等に記載された事項は、業務

仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

(2) 選定基準

別添評価基準のとおりとする。なお、評価基準には提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。最優秀提案事業者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

(3) 通知方法

審査結果は、文書により全ての参加者に通知する。

※電話等による問い合わせには応じない。

5 実施スケジュール

(1) 募集開始

令和7年(2025年)3月3日(月)

佐賀県ホームページで公表する

(2) オリエンテーション(説明会)の開催

ア 日 時 令和7年3月10日(月) 14時00分~15時00分

イ 会 場 佐賀県庁新館7階 地域交流部東会議室

ウ その他 説明会への出席は当該企画コンペの参加要件ではない。

(3) 質問の受付及び回答

本企画コンペに関して質問がある場合は質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

ア 提出書類 質問書(様式1)

イ 受付期間 令和7年3月3日(月)~3月17日(月)17時まで

ウ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

※ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話を行うこと。

エ 提出場所 佐賀県文化・観光局文化課 企画担当

(佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県庁新館11階)

オ 回答方法 令和7年3月19日(水)までに質問者へ回答するとともに、県ホームページに掲載する。

(4) 企画コンペ参加申込書の提出

ア 提出書類 (a)企画コンペ参加申込書(様式2)

(b)会社概要及び実績書(様式3)

(c)誓約書(様式4)

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期限 令和7年3月17日(月)17時まで(必着)

エ 提出場所 佐賀県文化・観光局文化課 企画担当

(佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県庁新館11階)

オ 提出方法 持参又は郵送

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

カ 資格要件の確認

提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、その結果を令和7年3月19日（水）までに参加資格確認結果通知書にて申込者へ電子メールで通知する。

キ 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- (a) 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、参加資格確認結果通知書に満たなかった理由を記載する。通知を受けた者は、通知を受けた翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- (b) 説明を求められたときは、説明をを求める書面を受領した翌日から起算して7日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

(5) 企画書等の提出

ア 提出物 ①企画提案書 10部（任意様式）

※企画提案書には以下のa～dの内容を入れること。

a 表紙

b 別添仕様書3 委託業務内容に関して以下の点を含め提案すること。

(1) 情報発信

ア 番組放送 時間帯及び頻度

イ その他情報発信 具体的な手法や発信頻度等

(2) 映像コンテンツ制作

制作方針や制作にあたって工夫する点

c 実施スケジュール

d 実施体制

②見積書 10部（原本1部、写し9部／任意様式）

※見積価格は審査における評価項目の1つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

イ 提出期限 令和7年3月25日（火）12時まで

ウ 提出場所 佐賀県文化・観光局文化課 企画担当
（佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県庁新館11階）

エ 提出方法 持参又は郵送（必着）

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

また、プレゼンテーション時に使用する企画提案書のPDFデータを電子メールにより送信し、発注者に到達したことを確認すること。

(6) 企画コンペ（プレゼンテーション・審査会）の開催

ア 日 時 令和7年3月28日（金）※時間帯は参加者に別途連絡する。

イ 場 所 佐賀県庁新館7階 地域交流部西会議室

ウ 備 考 プロジェクター等の使用を希望する場合は県で用意するので、事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

(7) 審査

審査員は、別表「評価基準」に従い評価・審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。

なお、必要に応じて参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

6 業務の契約

(1) 企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

(2) 次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を随意契約の候補者とする。

ア 契約候補者が地方自治法施行例（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定するものに該当することとなったとき。

イ 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。

ウ 契約候補者が、本業務の契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(3) 業務契約金額

業務契約金額は、2（4）の予算額を超えないものとする。

(4) 業務の再委託

業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。

また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

7 失格事由

次の事項に該当する場合は、失格となる。

(1) 参加する資格のないものを行った場合

(2) 本企画コンペ手続きについて不正行為を行った場合

(3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

(4) 1人で2以上の提案をした場合

(5) 代理人でその資格のない場合

(6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

(7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

8 留意点

(1) 提出物は返却しない。

(2) プレゼンテーションに必要な資料は、参加者が独自で入手等を行うこと。

(3) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルの無いようにすること。

(4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

(5) 企画コンペについての問い合わせは、電話・ファクシミリ・電子メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

(6) 当該企画コンペ参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。

(7) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができることとする。
- ウ 次の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することとする。
 - (7) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(8) 予算の議決

この公示に掲げる手続きは、令和7年2月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

なお、この場合において、本業務の準備のために要した費用については一切補償しないものとする。

9 問い合わせ先

佐賀県 文化・観光局 文化課 企画担当
TEL 0952-25-7253 FAX 0952-25-7179
E-mail culture_art@pref.saga.lg.jp